

●第61回広島市都市計画審議会（令和2年11月30日開催）

議題	名称等	議案の内容
広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）生産緑地地区の決定について（広島市決定）	生産緑地地区	生産緑地地区は、市街化区域内の農地の計画的な保全を図るため、生産緑地法に基づき、500㎡以上の規模で、農業の継続が可能な条件を備えている区域を都市計画の地域地区として定めるものである。 この度、都市計画協力団体から、生産緑地地区の指定を希望する農家の意向を踏まえた都市計画の提案が提出され、指定要件等と照合して適当と判断されるため、当該提案に基づき、生産緑地地区を決定するものである。
広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）臨港地区の変更について（広島市決定）	広島港臨港地区	臨港地区は、港湾を管理運営するために定める地域地区であり、広島港では、昭和40年に決定して以降、公有水面の埋立や港湾施設の整備などに伴い、適宜、臨港地区の見直しを行っている。 この度、五日市地区の埋立が竣工したことから、指定区域を追加するものである。
広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の変更について（広島市決定）	広島港五日市地区 地区計画	広島港五日市地区は、平成21年3月に、広島県の埋立事業による造成が完了した港湾関連施設以外の産業用地等とする一部の区域について、地区計画を決定し、良好な土地利用を維持している。 この度、本地区の埋立が竣工したことから、新たに造成された製造業等の誘致用地について区域（市街化調整区域）を追加するものである。
広島圏都市計画区域内の用途地域の指定のない区域のうち市街化調整区域内の建築物の容積率等の変更について（特定行政庁 広島市長）		広島港五日市地区地区計画において、広島市（特定行政庁）の定める市街化調整区域の容積率等（容積率100%、建蔽率50%、斜線制限の勾配1.25）と異なる数値（容積率200%、建蔽率60%、斜線制限の勾配1.5及び2.5）を定めることにしていることから、これを適用除外とするため、建築基準法に基づき、都市計画審議会の議を経るものである。